

# 一般社団法人 境港水産加工污水处理公社定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人境港水産加工污水处理公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県境港市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、水処理を中心とする環境保全施設の管理に関する事業を行い、もって住民の健康の保護並びに生活環境及び公共用水域の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 境港市が設置する境港水産加工污水处理場の管理運営業務の受託
- (2) 鳥取県が設置する鳥取県営境港水産物地方卸売市場公害防止施設の管理運営業務の受託
- (3) 境港市が設置する境港市下水道センターの管理運営業務の受託
- (4) 民間水産加工業者が設置する排水処理施設の管理運営業務の受託
- (5) 污水处理場等から発生する余剰汚泥の肥料化及び当該肥料の販売
- (6) 汚水の処理に関するコンサルタント事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は境港市において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は法人であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2 納入された会費については、退会、除名、資格の喪失その他の事項を理由として、これらを返還しない。

3 未納の会費については、退会、除名、資格の喪失その他の事項を理由として、これらの支払義務を免れない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び当該総会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、理事会が書面又は電磁的方法による議決権行使ができると決議した場合は、開催日の2週間前までとする。

3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない(以下「特別決議」という。)

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (5) 解散
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める役員の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理等による議決権の行使)

第18条 会員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、あらかじめ代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

2 会員は、理事会が書面又は電磁的方法による議決権行使ができると決議した場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前2項の規定により議決権を行使した会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(決議又は報告の省略)

第19条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合、当該提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、会員の全員に対して総会に報告すべき事項をあらかじめ通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他の特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務

及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。  
(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項で定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、特別決議を経なければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。報酬等の額及び支給の基準は総会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所及び当該理事会の目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

4 理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 会長は、前項の請求があった場合、請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第34条 この法人の資産は、理事会の決議によって定める方法により、会長が管理する。

2 現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、

定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第38条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の特別決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、総会の特別決議を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会における決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記の日に就任する会長、副会長及び常務理事は、次のとおりとする。

会長 越河 勇

副会長 安倍和海

常務理事 二瀬信博

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

#### 附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

この定款は、令和元年5月17日から施行する。

これは当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人 境港水産加工汚水処理公社

代表理事（会長） 竹 中 弘 治